



(第1面)

許可番号 08820 146154

産業廃棄物処分業許可証

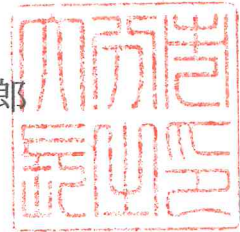
住 所 大分県大分市大字家島字渡場303番1

氏 名 株式会社西日本ロジクル

代表取締役 出口 敦規

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第14条第6項の許可を受けた者であることを証する

大分市長 佐藤 樹一郎



許可の年月日 令和 3年11月22日

許可の有効年月日 令和 8年11月21日

1. 事業の範囲 (処分の方法ごとに区分して取り扱う産業廃棄物の種類(当該産業廃棄物に石綿含有産業廃棄物、水銀使用製品産業廃棄物又は水銀含有ばいじん等が含まれる場合は、その旨を含む。))

事業の区分

中間処理(破碎、圧縮・梱包)

産業廃棄物の種類

中間処理(破碎) : 廃プラスチック類、紙くず、木くず、繊維くず、ゴムくず、金属くず、ガラスくず・コンクリートくず及び陶磁器くず

中間処理(圧縮・梱包) : 廃プラスチック類、紙くず、木くず、繊維くず、ゴムくず、金属くず

(以上7種類。ただし、石綿含有産業廃棄物、水銀使用製品産業廃棄物及び水銀含有ばいじん等を含まない。特別管理産業廃棄物であるものを除く。)

2. 事業の用に供するすべての施設(施設ごとに種類、設置場所、設置年月日、処理能力、許可年月日及び許可番号(産業廃棄物処理施設の設置の許可を受けている場合に限る。))

(1) 施設の種類: 破碎施設(固定式)

設置場所 : 大分市大字家島字渡場303番1

設置年月日 : 平成23年9月23日

処理能力 : 廃プラスチック類(1.75t/日)、ゴムくず(2.35t/日)、木くず(2.29t/日)、繊維くず(1.25t/日)、紙くず(1.84t/日)、金属くず(1.22t/日)、ガラスくず・コンクリートくず及び陶磁器くず(3.34t/日)(全て8時間/日)

種 類 : 廃プラスチック類、紙くず、木くず、繊維くず、ゴムくず、金属くず、ガラスくず・コンクリートくず及び陶磁器くず

(以下第2面へ記載)



- (2) 施設の種類 : 圧縮・梱包施設 (固定式)
設置場所 : 大分市大字家島字渡場303番1
設置年月日 : 平成23年9月23日
処理能力 : 12.48t/日 (8時間/日)
種類 : 廃プラスチック類、紙くず、木くず、繊維くず、ゴムくず、金属くず

3. 許可の条件

なし

4. 許可の更新又は変更の状況

平成23年11月22日	産業廃棄物処分業許可
平成28年11月24日	産業廃棄物処分業更新許可
令和3年11月22日	産業廃棄物処分業更新許可

5. 規則第10条の4第7項の規定による許可証の提出の有無

なし

(以下余白)

処分に関する事項

施設の種類		①許可対象外施設	②許可対象外施設	
		破砕施設（固定式）	圧縮・梱包施設（固定式）	
産業廃棄物の種類		廃プラスチック類 ゴムくず 木くず 繊維くず 紙くず 金属くず ガラスくず等 （以上 7 種類、石綿含有産業廃棄物を除く）	廃プラスチック類 ゴムくず 木くず 繊維くず 紙くず 金属くず （以上 6 種類、石綿含有産業廃棄物を除く）	
処理能力		最大 3.34 t / 日（8 時間）	最大 12.48 t / 日（8 時間）	
機種	型番	W S G Y 500	M P - 8 0	
	消費電力	15 K w	15 K w	
	機械寸法	L 1390×W1070×H1840 mm	L 1400×W950×H3300 mm	
	機械重量	900 k g	3000 k g	
処理後の産業廃棄物の処分方法 （中間処理の場合）		・ 廃プラスチック 有価物として売却、売却出来ないものは燃料リサイクル ・ ゴムくず 燃料リサイクル ・ 紙くず 有価物として売却、売却出来ないものは燃料リサイクル ・ 繊維くず 有価物として売却、売却出来ないものは燃料リサイクル ・ 木くず R P F 原料としてリサイクル、燃料リサイクル ・ 金属くず 有価物として売却(製鋼原料、非鉄原料) ・ ガラスくず等 発泡骨材、カレット原料としてリサイクル		

処 理 工 程 図

中間処理：現行(選別) (圧縮)、追加：(破砕) (圧縮・梱包)

1 廃棄物の搬入

マニフェストの確認、フロアスケールによる数量確認

(産業廃棄物の種類)

ゴムくず	繊維くず	紙くず	木くず	廃プラ類	金属くず	ガラスくず
------	------	-----	-----	------	------	-------

2 「前処理(手選別)」

混廃の分別、異物除去、有価物の回収等により再生利用や次の中間処理をしやすいとする

3 中間処理

(破砕)

破砕機(小型粉砕機)
嵩張る廃棄物を破砕することにより再生利用をしやすいとする。
有価物を破砕することにより付加価値を付ける。

(圧縮・梱包)

圧縮・梱包機(縦式パッキングプレス)
嵩張る廃棄物を圧縮梱包することにより輸送コストの削減を図る。
廃棄物の保管(飛散)又は、再生利用や中間処理をしやすいとする。

4 保管

保管基準に従い、廃棄物の適正管理を行う。
(保管場所の表示、積上げ高さ、保管期間、保管数量等)

5 廃棄物及び有価物の搬出

ゴムくず	繊維くず	紙くず	木くず	廃プラ類	金属くず	ガラスくず
------	------	-----	-----	------	------	-------

売却
(古紙原料)

売却
(樹脂原料)

売却
(製鋼原料)

RPF 固形燃料化(東部開発：圧縮・固化)

セメント燃料化(太平洋セメント：焼却、焼成)

発泡骨材化
(本吉：粉砕)

残渣の処理(リサイクル不能物：埋立処分)

管理型処分(大分グラマ)			安定型処分(大佐興業・富士重機 クレーン)			
木くず	紙くず	繊維くず	廃プラ	ゴムくず	金属くず	ガラスくず

事業計画書

処分業： [中間処理 ①破碎]

1 事業の全体計画(変更許可申請時には変更部分を明確にして記載すること)

搬入された産業廃棄物(ゴムくず、繊維くず、紙くず、木くず、金属くず、廃プラ、ガラスくず、(以上7種類)を中間処理(破碎)し、処理後の廃棄物については、紙くず、金属くず、廃プラは有価物資源として売却、ガラスくず等については発泡骨材の原料として再利用、ゴムくず、繊維くず、紙くず、木くず、廃プラについては、固形燃料の原料として再利用、再利用出来ない物については、埋立処分及び焼却処分する。

[処理委託者]

トライアル
ヤマダ電機
ニトリ

ゴムくず、繊維くず、紙くず、木くず、金属くず、廃プラ、ガラスくず等
(以上7種類)を排出事業者よりマニフェストと一緒に受け取り、運搬及び
処分を委託基準に従い受託する。

[収集運搬]

輸送途中における飛散、落下を防止するため、パッカー車による運搬に心掛ける。
平ボディ車使用の場合はビニール袋等で梱包し荷台はシート等で覆う措置を講ずる。

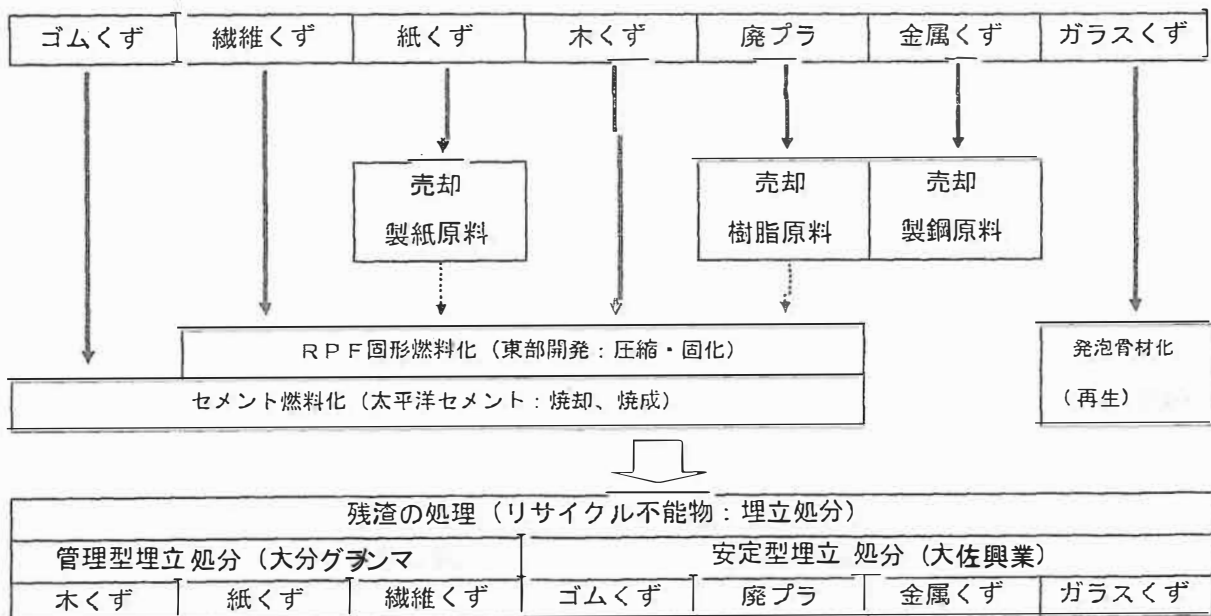
自社の収集運搬許可範囲(積替え保管行為を含まない)

廃プラスチック・金属くず・ガラスくず及び陶磁器くず・がれき類
木くず・繊維くず・紙くず・ゴムくず・廃油・廃酸・廃アルカリ
汚泥・燃え殻・銲さい・ばいじん・動植物性残さ
(以上16種類。ただし、自動車等破砕物及び特別管理産業廃棄物
であるものを除く)

【中間処理】 (破碎)

【破碎】

破碎することにより次工程の処理を容易にする。(有価物に付加価値を付ける)
破碎により廃棄物の減容化を図り、運搬・処分費用を軽減する。
破碎することにより保管を容易にする。(フレコン詰め)



事業計画書

処分業：〔 中間処理 ②圧縮・梱包 〕

1 事業の全体計画(変更許可申請時には変更部分を明確にして記載すること)

搬入された産業廃棄物(ゴムくず、繊維くず、紙くず、木くず、金属くず、廃プラ、(以上6種類)を中間処理(圧縮・梱包)し、処理後の廃棄物については、紙くず、金属くず、廃プラは有価物資源として売却、ゴムくず、繊維くず、紙くず、木くず、廃プラについては、固形燃料の原料として再利用、再利用出来ない物については、埋立処分及び焼却処分する。

〔処理委託者〕

トライアル
ヤマダ電機
ニトリ

ゴムくず、繊維くず、紙くず、木くず、金属くず、廃プラ、(以上6種類)を排出事業者よりマニフェストと一緒に受け取り、運搬及び処分を委託基準に従い受託する。

〔収集運搬〕

輸送途中における飛散、落下を防止するため、パッカー車による運搬に心掛ける。
平ボディ車使用の場合はビニール袋等で梱包し荷台はシート等で覆う措置を講ずる。

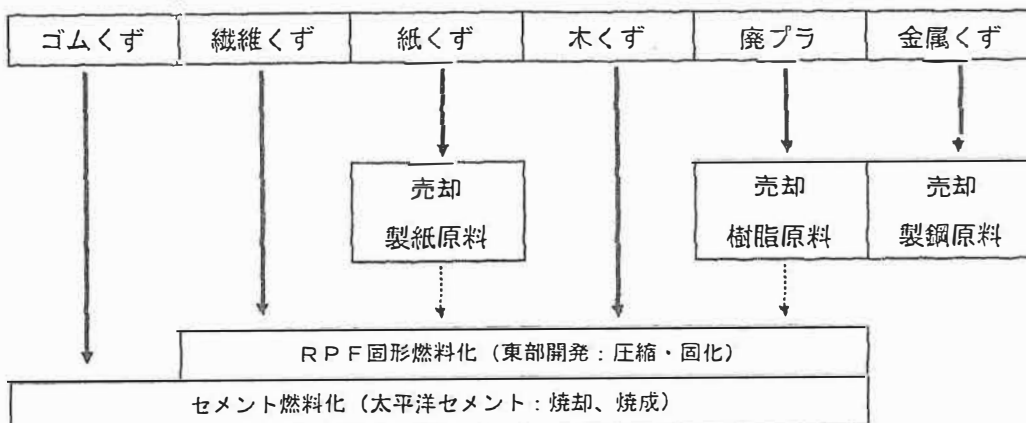
自社の収集運搬許可範囲(積替え保管行為を含まない)

廃プラスチック・金属くず・ガラスくず及び陶磁器くず・がれき類
木くず・繊維くず・紙くず・ゴムくず・廃油・廃酸・廃アルカリ
汚泥・燃え殻・鉱さい・ばいじん・動植物性残さ
(以上16種類。ただし、自動車等破砕物及び特別管理産業廃棄物であるものを除く)

〔中間処理〕 (圧縮・梱包)

〔圧縮・梱包〕

圧縮・梱包することにより次工程の処理を容易にする。(有価物に付加価値を付ける)
圧縮・梱包により廃棄物の減容化を図り、運搬・処分費用を軽減する。
圧縮・梱包することにより保管を容易にする。



残渣の処理(リサイクル不能物:埋立処分)

管理型埋立処分(大分グリーンマ)			安定型埋立処分(大佐興業)		
木くず	紙くず	繊維くず	ゴムくず	廃プラ	金属くず

環境保全計画書

水質汚濁、大気汚染、騒音、振動、悪臭等の防止措置を記載した書類	
水質	・当該(破碎)・(圧縮・梱包)施設は水質汚濁防止法に定める特定施設には該当せず、水質汚濁の恐れはない。
大気	・当該(破碎)・(圧縮・梱包)施設は大気汚染防止法に定める施設には該当せず、燃焼装置もない為、大気汚染の恐れは無い。
騒音	・当該(破碎)・(圧縮・梱包)施設は騒音規制法に定める特定施設には該当しないが、施設の稼働に伴い騒音を発生するため、周辺地域の生活環境に影響を及ぼす恐れがあるため、稼働時間帯について特に注意する。 (早朝、夜間の稼働は行わない)
振動	・当該(破碎)・(圧縮・梱包)施設は振動規制法に定める特定施設には該当しないが、施設の稼働に伴い振動を発生するため、周辺地域の生活環境に影響を及ぼす恐れがあるため、稼働時間帯について特に注意する。 (早朝、夜間の稼働は行わない)
悪臭	・悪臭の発生する廃棄物の取扱いは一切行わない。(受入拒否) ・悪臭の発生する恐れはないが、万一、発生したときは、直ちに消臭・洗浄・消毒などの処置を講ずる。

(省令・第11条4項1号、2号、3号関係)

産業廃棄物の飛散及び流出の防止に関する事項	・廃棄物の保管は定められた場所以外には保管しない。 ・形状の小さいものは小袋等に入れて飛散しないよう措置を講ずる。 万一飛散及び流出した場合は、直ちに清掃する。 ・輸送途中での落下及び飛散を防止するため荷台はシート等で覆う。
公共の水域及び地下水の汚染の防止に関する事項	・床は不浸透性のコンクリート等を敷き、液体物の地下への浸透を防止する。 ・ジュース缶等の容器を扱うため、容器の残渣物が洩れる恐れがあるため、排水等には特に注意する。 ・容器の残渣物が洩れた場合は、吸着マット、ウエス等で拭取り外部流出を防ぐ。 ・流出防止策として、受皿を敷き溜まった汚水をポリ容器にて産業廃棄物処理する。
火災の発生の防止に関する事項	・場内での火気使用は一切禁止とする。ただし、工事関係で火気を使用する場合は、立会監督者を配置し、万一に備え消火器を準備させる。 ・場内はいつも綺麗に整理整頓し、可燃性のものは出来るだけ分散させる。 (1ヵ所に大量に置かない)
その他	・現場作業を行う場合は、周辺住民や環境への影響に配慮し、適切な処理を行う。地域住民の苦情については、誠意を持って対応する。 ・始業点検、定期点検を行い必要に応じて機能検査を実施する。 ・場内での火気使用は十分に注意するとともに消火器を常備する。 ・トラックやその他の重機を運転する場合は、安全運転に心がけ、必要以上の騒音や振動を発生させないように十分に注意する。 ・関係法令の諸規則を守り、安全及び廃棄物の適正処理に努める。

施設の技術上、維持管理上の基準に対する対応（その１）

（破碎施設）

規則第１２条の産業廃棄物処理施設の技術上の基準			
	基準		
1	自重、積載荷重その他の荷重、地震力及び温度応力に対して構造耐力上安全であること。	・ 自重 900 kgの小型粉碎機であり、床はコンクリート敷きで、荷重、地震力に対して構造耐力上特に問題はない。	
2	削除		
3	産業廃棄物、産業廃棄物の処理に伴い生ずる排ガス及び排水、施設において使用する薬剤等による腐食を防止するために必要な措置が講じられていること。	・ 破碎施設であり、処理に伴う排ガス及び排水等が発生する恐れがないので腐食に対する措置は、さび止め、塗装等により防止する。	
4	産業廃棄物の飛散及び流出並びに悪臭の発散を防止するために必要な構造のものであり、又は必要な設備が設けられていること。	・ 破碎は20mmスクリーンを使用するため、飛散及び流出を防止するため、サイクロンを設置し、空気圧送によりフレコンに回収し、外部への流出を防止する。又、産業廃棄物の保管施設についても屋内に設置する。	
5	著しい騒音及び振動を発生し、周囲の生活環境を損なわないものであること。	・ 騒音については、実測値が最大105dBであるが設置場所が屋内のため問題ないと思うが、騒音対策が必要となれば防音シート等で覆う。 ・ 振動については、小型破碎機であり特に問題はない。	
6	施設から排水を放流する場合は、その水質を生活環境保全上の支障が生じないものとするために必要な排水処理設備が設けられていること	・ 破碎施設に排水の発生工程はないので水処理等の設備はなし。	
7	産業廃棄物の受入設備及び処理された産業廃棄物の貯留設備は、施設の処理能力に応じ、十分な容量を有するものであること。	・ 産業廃棄物の受入設備及び貯留設備を保管基準に従い設置いたします。 ・ 産業廃棄物の種類毎の区分は看板表示とし、置場を最大限活用できるようにします。 ・ 保管施設はいつも整理整頓し、飛散、流出を防止いたします。	
8	破碎によって生じる粉じんの周囲への飛散を防止するために必要な集じん器、散水装置その他の必要な装置が設けられていること。	粉じんの飛散防止策とし、サイクロンにて空気圧送し外部への流出を防止する。 破碎施設、保管施設ともに屋内にて設置する。	

施設の技術上、維持管理上の基準に対する対応策（その２）

（破碎施設）

規則第12条の6の産業廃棄物処理施設の維持管理の技術上の基準		
	基準	対応策
1	受け入れる産業廃棄物の種類及び量が当該施設の処理能力に見合った適正なものとなるよう、受け入れる際に、必要な当該産業廃棄物の性状の分析又は計量を行うこと。	・受入時、担当者は、マニフェストの記載事項及び現物を目視することにより産業廃棄物の種類を確認する。数量の確認については、フロアスケールによる計量を行い、処理能力に見合った適正な管理を行う。
2	施設への産業廃棄物の投入は、当該施設の処理能力を超えないように行うこと。	・処理能力以上の投入は、施設の損傷の原因となるため、処理能力の範囲で行う。
3	産業廃棄物が施設から流出する等の異常な事態が生じたときは、直ちに施設の運転を停止し、流出した産業廃棄物の回収その他の生活環境の保全上必要な措置を講ずること。	・処理する産業廃棄物は固体物であり、流出する恐れはありませんが、万一施設等に異常な事態が生じたときは、直ちに施設の運転を停止し、施設周辺の生活環境の保全上必要な措置を行う。
4	施設の正常な機能を維持するため、定期的に施設の点検及び機能検査を行うこと。	・施設の運転を行う場合は、始業点検及び機能検査を行う。又法令で定められた法定検査を専門機関へ依頼し、実施する。
5	産業廃棄物の飛散及び流出並びに悪臭の発散を防止するために必要な措置を講ずること。	・飛散、流出を防止するため、サイクロンを設置し、空気圧送によるフレコン回収とする。 ・悪臭の発生する恐れはないが、万一、発生した場合は環境保全上必要な措置を講ずる
6	蚊、はえ等の発生の防止に努め、構内の清潔を保持すること。	・場内を常に清潔にし、蚊、はえ等の発生を防止する。万一発生した場合は、薬剤を最小限度内で散布する。
7	著しい騒音及び振動の発生により周囲の生活環境を損なわないように必要な措置を講ずること。	・破碎施設は屋内に設置し、騒音、振動の発生には特に注意する。又、重機の取扱いについては、いたずらに騒音や振動を発生しないよう十分に注意し、周囲の生活環境を損なわないよう必要な措置を講ずる。
8	施設から排水を放流する場合は、その水質を生活環境保全上の支障が生じないものとする。共に、定期的に放流水の水質検査を行うこと。	・破碎施設に排水の発生工程はないので水処理等の設備はなし。
9	施設の維持管理に関する点検、検査その他の措置の記録を作成し、3年間保存すること。	・施設の維持管理に関する月次点検（1回/月）年次点検（1回/年）を行い、検査書、その他の記録を作成し、3年間保存する。
10	破碎によって生じる粉じんの周囲への飛散を防止するために必要な処置を講ずること	・サイクロン空気圧送によってフレコン回収し飛散防止に努める。また、作業後の清掃管理を徹底する。

施設の技術上、維持管理上の基準に対する対応策（その１）

（圧縮・梱包施設）

規則第１２条の産業廃棄物処理施設の技術上の基準		
	基準	対応策
1	自重、積載荷重その他の荷重、地震力及び温度応力に対して構造耐力上安全であること。	・ 自重3000kgの移動可能な圧縮機であり、床はコンクリート敷きで、荷重、地震力に対して構造耐力上特に問題はない。
2	削除	
3	産業廃棄物、産業廃棄物の処理に伴い生ずる排ガス及び排水、施設において使用する薬剤等による腐食を防止するために必要な措置が講じられていること。	・ 圧縮・梱包施設であり、処理に伴う排ガス及び排水等が発生する恐れがないので腐食に対する措置は、さび止め、塗装等により防止する。
4	産業廃棄物の飛散及び流出並びに悪臭の発散を防止するために必要な構造のものであり、又は必要な設備が設けられていること。	・ 処理する産業廃棄物は、飛散及び流出並びに悪臭の発生する恐れはないが、施設は全て屋内に設置し、施設周辺の生活環境の保全に努める又、産業廃棄物の保管施設についても屋内に設置致します。
5	著しい騒音及び振動を発生し、周囲の生活環境を損なわないものであること。	・ 破砕施設は屋内に設置し、騒音、振動の発生には特に注意する。又、重機の取扱いについては、いたずらに騒音や振動を発生しないよう十分に注意し、周囲の生活環境を損なわないよう必要な措置を講ずる。
6	施設から排水を放流する場合は、その水質を生活環境保全上の支障が生じないものとするために必要な排水処理設備が設けられていること。	・ 圧縮・梱包施設に排水の発生工程はないので水処理等の設備はなし。
7	産業廃棄物の受入設備及び処理された産業廃棄物の貯留設備は、施設の処理能力に応じ、十分な容量を有するものであること。	・ 産業廃棄物の受入設備及び貯留設備を保管基準に従い設置いたします。 ・ 産業廃棄物の種類毎の区分は看板表示とし、置場を最大限活用できるようにします。 ・ 保管施設はいつも整理整頓し、飛散、流出を防止いたします。

施設の技術上、維持管理上の基準に対する対応策（その２）

（圧縮・梱包施設）

規則第１２条の６の産業廃棄物処理施設の維持管理の技術上の基準		
	基準	対応策
1	受け入れる産業廃棄物の種類及び量が当該施設の処理能力に見合った適正なものとなるよう、受け入れる際に、必要な当該産業廃棄物の性状の分析又は計量を行うこと。	・受入時、担当者は、マニフェストの記載事項及び現物を目視することにより産業廃棄物の種類を確認する。数量の確認については、フロアスケールによる計量を行い、処理能力に見合った適正な管理を行う。
2	施設への産業廃棄物の投入は、当該施設の処理能力を超えないように行うこと。	・処理能力以上の投入は、施設の損傷の原因となるため、処理能力の範囲で行う。
3	産業廃棄物が施設から流出する等の異常な事態が生じたときは、直ちに施設の運転を停止し、流出した産業廃棄物の回収その他の生活環境の保全上必要な措置を講ずること。	・処理する産業廃棄物は固体物であり、流出する恐れはありませんが、万一施設等に異常な事態が生じたときは、直ちに施設の運転を停止し、施設周辺的生活環境の保全上必要な措置を行う。
4	施設の正常な機能を維持するため、定期的に施設の点検及び機能検査を行うこと。	・施設の運転を行う場合は、始業点検及び機能検査を行う。又法令で定められた法定検査を専門機関へ依頼し、実施する。
5	産業廃棄物の飛散及び流出並びに悪臭の発散を防止するために必要な措置を講ずること。	・処理する産業廃棄物は、飛散及び流出並びに悪臭の発生する恐れはありませんが、万一、発生した場合は、施設周辺的生活環境の保全上必要な措置を行う。
6	蚊、はえ等の発生の防止に努め、構内の清潔を保持すること。	・場内を常に清潔にし、蚊、はえ等の発生を防止する。万一発生した場合は、薬剤を最小限度内で散布する。
7	著しい騒音及び振動の発生により周囲の生活環境を損なわないように必要な措置を講ずること。	・圧縮・梱包施設は屋内に設置し、施設周辺的生活環境の保全に努める。又、重機の取扱いについては、いたずらに騒音や振動を発生しないよう十分に注意し、周囲の生活環境を損なわないよう必要な措置を講ずる。
8	施設から排水を放流する場合は、その水質を生活環境保全上の支障が生じないものとして共に、定期的に放流水の水質検査を行うこと。	・圧縮・梱包施設に排水の発生工程はないが、ジュース缶等を取り扱う為、汚水流出防止策とし受皿とうを敷いて対応する。
9	施設の維持管理に関する点検、検査その他の措置の記録を作成し、３年間保存すること。	・施設の維持管理に関する月次点検（１回/月）年次点検（１回/年）を行い、検査書、その他の記録を作成し、３年間保存する。

施設の維持管理に関する計画書（破碎施設）

法第15条第2項第7号の産業廃棄物処理施設の維持管理に関する計画に係る事項

1 排ガスの性状、放流水の水質等について周辺地域の生活環境の保全のため達成することとした数値。

- ・ 破碎施設であり、排ガス、放流水の水質については必要としない。

2 排ガスの性状及び放流水の水質の測定頻度に関する事項

- ・ 破碎施設であり、排ガス、放流水の水質測定頻度については必要としない。

3 その他産業廃棄物処理施設の維持管理に関する事項

- ・ 施設への投入は、当該施設の処理能力を超えないように行う。
- ・ 破碎によって生ずる粉塵の周囲への飛散を防止するために屋内作業を徹底し散水等により粉塵の発生を防止する。
- ・ ごみの飛散及び悪臭の発散を防止するために、屋内作業を徹底し、周囲の生活環境を損なわないよう十分に注意するが、万一、悪臭が発生したときは、直ちに消臭・洗浄・消毒等必要な措置を講ずる。
- ・ 蚊、はえ等の発生の防止に努め、構内の清潔を保持する。
- ・ 著しい騒音及び振動の発生により周囲の生活環境を損なわないように、主要設備は屋内に設置し、その他重機等の運転にも十分に注意し、騒音、振動を防止する。
- ・ 施設の機能を維持するために、始業点検、定期点検を行う。
- ・ 施設の機能を維持するために定期的に機能検査を行い、維持管理に関する点検、検査の記録を作成し、3年間保存する。

施設の維持管理に関する計画書（圧縮施設）

法第15条第2項第7号の産業廃棄物処理施設の維持管理に関する計画に係る事項

- 1 排ガスの性状、放流水の水質等について周辺地域の生活環境の保全のため達成することとした数値。

- ・圧縮・梱包施設であり、排ガス、放流水の水質については必要としない。

- 2 排ガスの性状及び放流水の水質の測定頻度に関する事項

- ・圧縮・梱包施設であり、排ガス、放流水の水質測定頻度については必要としない。

- 3 その他産業廃棄物処理施設の維持管理に関する事項

- ・施設への投入は、当該施設の処理能力を超えないように行う。
- ・圧縮・梱包によって生ずる粉塵の周囲への飛散を防止するために屋内作業を徹底し散水等により粉塵の発生を防止する。
- ・ごみの飛散及び悪臭の発散を防止するために、屋内作業を徹底し、周囲の生活環境を損なわないよう十分に注意するが、万一、悪臭が発生したときは、直ちに消臭・洗浄・消毒等必要な措置を講ずる。
- ・蚊、はえ等の発生の防止に努め、構内の清潔を保持する。
- ・著しい騒音及び振動の発生により周囲の生活環境を損なわないように、主要設備は屋内に設置し、その他重機等の運転にも十分に注意し、騒音、振動を防止する。
- ・施設の機能を維持するために、始業点検、定期点検を行う。
- ・施設の機能を維持するために定期的に機能検査を行い、維持管理に関する点検、検査の記録を作成し、3年間保存する。

株式会社西日本ロジクル

産業廃棄物処分実績表
【2019年4月～2020年3月】

単位:kg

廃棄物の種類	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	計
混合廃棄物	39,450	30,220	47,670	52,720	32,980	48,790	35,430	41,440	500,270	31,470	40,550	36,280	937,270
廃プラスチック類	7,344	7,736	6,815	9,282	60,757	66,901	58,266	20,871	17,334	32,904	6,158	29,460	323,828
ガラス・陶磁器くず	0	0	370	0	0	0	0	3,300	0	0	0	0	3,670
金属くず	640	660	620	6,210	630	3,140	10,560	2,290	760	650	640	1,440	28,240
木くず	0	3,130	1,060	0	0	0	0	0	0	1,250	3,030	0	8,470
													0
													0
													0
													0
	47,434	41,746	56,535	68,212	94,367	118,831	104,256	67,901	518,364	66,274	50,378	67,180	1,301,478

株式会社西日本ロジクル

産業廃棄物処分実績表
【2020年4月～2021年3月】

単位:kg

廃棄物の種類	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	計
混合廃棄物	50,298	65,170	38,250	52,060	54,930	44,830	67,480	41,320	50,260	29,790	55,460	77,510	627,358
廃プラスチック類	23,070	13,105	15,875	32,910	20,480	55,820	39,040	60,565	31,690	27,125	29,150	36,670	385,500
ガラス・陶磁器くず	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
金属くず	610	2,160	610	640	590	630	660	640	630	600	2,860	670	11,300
木くず	0	0	0	860	0	0	0	0	0	0	0	0	860
													0
													0
													0
													0
	73,978	80,435	54,735	86,470	76,000	101,280	107,180	102,525	82,580	57,515	87,470	114,850	1,025,018

株式会社西日本ロジクル

産業廃棄物処分実績表
【2021年4月～2022年3月】

単位: kg

廃棄物の種類	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	計
混合廃棄物	62,800	43,760	79,000	84,128	81,290	71,950	69,890	61,580	65,130	48,480	50,230	120,910	839,148
廃プラスチック類	26,050	40,440	38,470	35,910	38,550	44,720	38,690	30,450	6,810	11,430	6,470	14,440	332,430
ガラス・陶磁器くず	0	2,200	0	0	0	420	310	0	0	1,940	0	24,760	29,630
金属くず	1,120	930	5,380	1,890	2,220	1,880	1,120	980	4,500	4,510	1,240	1,470	27,240
木くず	1,220	600	0	0	3,790	1,200	0	3,130	2,180	0	0	0	12,120
													0
													0
													0
													0
	91,190	87,930	122,850	121,928	125,850	120,170	110,010	96,140	78,620	66,360	57,940	161,580	1,240,568

【処理料金に関する事項】

■料金の提示方法

収集運搬及び処理については、行う現場の状況や環境が異なる事や、品目の性状が異なる事から、一律料金ではなく、その都度見積することで対応しております。

■料金表・料金算定式

収集運搬料金につきましては、種類・数量・収集運搬にかかる距離や現場で必要と考えられる人員等に応じて算出し料金表を提出させていただきます。

処理につきましては、体積及び数量に応じて算出し提出させていただきます。

■お問合せ

TEL 097-594-0232

専門知識豊富な営業スタッフがお伺いさせていただきます。
廃棄物の事なら何でもお問い合わせ下さい。

【事業場の公開について】

事業場の見学については、電話又はメールにて随時受け付けております。

内容によっては、ご回答にお時間を頂く事もございますが
あらかじめご了承ください。

【処分後の廃棄物に関する事項】

■処分後の廃棄物の持込先の提示

契約締結時に処理後の産業廃棄物の持出先については
有価物・再生・2次処理・最終処理を含め全て書面にて開示し
適正処理に努めております。

オンライン上での開示は行っておりませんので
契約前に開示のご希望の方は下記までお気軽にお問い合わせください。

■お問合せ

TEL 097-594-0232

専門知識豊富な営業スタッフがご対応させていただきます。
廃棄物の事なら何でもお問い合わせ下さい。